

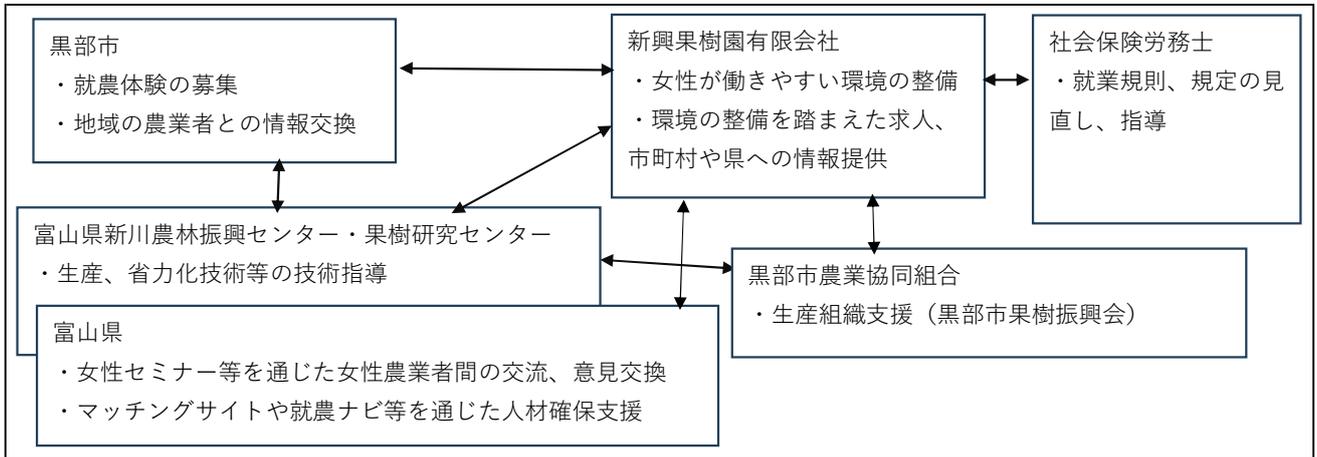
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

名称	新興果樹園有限会社	
所在地	富山県黒部市若栗302-1	
代表者	柳田 恵幸	
主な組織の事業内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：果樹(日本なし)の生産、販売 ・従業員数：4名(うち、女性4名)パートを含む ・経営規模：1ha(品目：日本なし)、直売所 1棟 ・離職率の低下を狙いとした既存の取組み：育児・介護休業等に関する規定、生理休暇(就業規則の原案に記載) 	女性農業者の人数：5人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題(注)

<p>【地域の女性農業者の課題】</p> <p>当新興果樹園は、旧宇奈月町浦山地区に位置し、昭和12年に同所で開業した「なし園」を第三者継承により3代に渡って引き継がれてきた歴史ある果樹園である。現代表の柳田恵幸は、舅、柳田和夫が3代目として経営を引き継いだ平成2年に31歳で従業員として就農、専従者として梨の栽培を任された。当時、女性専従者は珍しく、子育て、家事をしながらの就農に「女性に何ができる」と言う外部の意見に、「負けるもんか」との思いで、地域に根付いた「美味しい梨」の味を守ろうと技術を磨き、同園が平成23年に法人化する際、52歳で代表に就任している。以降、地域に愛される農園を目指し、地元保育園児の梨摘み体験や小学生の生活科学習「まちたんけん」の受入など、食育活動にも努めている。</p> <p>果樹生産において、摘蕾、摘果をはじめ、収穫、調製、販売に至るまで手作業が多く、更に専門性の高い作業でもあり、女性従事者の確保、定着は重要である。また、近隣市町も含め、学童・生徒への農作業体験等により、農業に親しみや関心を持つ女性が増えており、近年、地元農業高校にも女性の進学が増えているが、果樹専業農家では受け入れ体制が整備されていないことが多く、就農事例は少ない。さらに、積雪地帯である当地ではしばしば雪害もあり、経営は不安定で長らく常時雇用は難しく、労務委託等の外部男性人材の活用や女性パートを季節ごと一定数雇用することで、収量品質の安定を図ってきたが、臨時的な人材の募集ではなかなか定着に繋がらず、雇用の確保は不安定な状況であった。</p>

【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】

当園は女性代表であることの安心感もあって、前述の農業体験の経験から「農園に勤めたい」という若い女性の就職希望があり、令和7年、22歳と18歳の女性を初めて正社員として雇用することとなった。今まで周年就労の女性は代表のみで、トイレは和式で男女共用、更衣室や女性用休憩室は無く、パートにはトイレ、昼休憩には自宅に帰すなど、働く環境の整備は等閑にしてきたのが実情である。しかし、今回の雇用契約に際し、従業員家族からは「若い女の子なのに男性との共用トイレは可哀そう」「生理の時の配慮も欲しい」という率直な申し出があった。また、勤務開始時はもとより、農薬散布や降雨時の作業で装着する雨具を着替える専用スペースは無く、作業場の一角で済ませてきた。60代後半となる代表としては、次世代への技術継承の観点からも、当農園での就農を希望してくれた貴重な人材に、健康的に長く勤めてもらうため、①若い女性の生活感覚に合わせた男女別トイレの整備、②既存プレハブ物置を、荒天時には衣服の濡れで体調を壊すことがないように、風除室（前室）を備えた冷暖房付き遮光性の高い更衣室への改装、③作業中の体調不良にも対応できる女性用休憩室の整備を決断した。また、体格差のある作業員や作業内容にフレキシブル対応できる④ハンドル昇降式作業台を収穫調整兼直売所に導入し、期間パートも含めた作業改善をすすめることとした。

これらの整備により、今後、快適な労働条件下において安定した優良な人材を確保、定着に向け、教育、育成し、継続した人材募集を行う。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

代表自身、子育てしながらの就農で苦労してきた経験を踏まえて、今後まずは二人が結婚、出産、子育てしながらも安心して就業継続できるよう、原案として作成中の就業規則、規程を見直し、女性のライフサイクルに対応した柔軟な働き方への対応により、新たな人材の掘起こし、人材の定着を進める。

特に、女性特有の体調の変化や農作業事故の防止、適正作業の啓発など、健康管理には十分配慮し、社会人教育を含めた社内風土としての取組みを向上させるとともに、得られた若い女性の農業就労に関する意見、要望を果樹生産者間で情報共有し、業界全体として「若い労働力を確保できる農園整備」について議論の深化、対策の推進を図る。

（注）（2）の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分		①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他			
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性 農業者(注 3)の人数	備考
②男女別トイレ	R7.10	なし園圃場近傍 の直売所隣接	1	5	
③更衣室	R7.10	なし園圃場隣接 既設プレハブ内	1	5	更衣室、エアコン、備品
④休憩スペース	R7.10	なし園圃場近傍 の直売所内	1	5	スポットクーラー
⑤アシストス ーツ、高さが調節で きる作業台等の備 品の確保	R7.10	なし園圃場近傍 の直売所内(収 穫調整エリア)	2	5	ハンドル昇降式作業台
計			5	20	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された者を含む。)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事する者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定(見直し)に向けた取組内容	備考
R7年10月	①行動計画の策定に向けた現状把握は、社内従事者より要望等を個々に聞き取り、専門家や他の農業者等より情報収集し、課題分析を図る。 行動計画に併せて、現在原案として社内提案中の就業規則、規程の見直しを図り、育児、介護が必要となる男女従業員の働き方に配慮する。なお、当該職員の休暇・休業により、適期作業が困難となるなど、安定生産、販売など経営状況に影響が出ない様、予め社内対策を講じるものとする。	
R7年10~12月	②行動計画は、パートを含む従業員等のヒアリング、意見交換(8~9月)を踏まえ、計画策定(10~11月)、施設内掲示や口頭説明による組織内周知(12月)、公表(1~2月)し、富山県労働局雇用環境・均等室へ届出する。	
令和8年1~5月	公表は、自社HPコンテンツの他、直売所内へ掲示し、広く周知に努める。	
令和8年1~2月		

(注1) 計画策定(見直し)に向けた取組の内容欄には、計画策定(既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。)に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	取組内容	備考
R7年6～8月	・トイレ、更衣室及び休憩スペースの確保について、パートを含む女性従業員からの意見徴収、内部検討会及び社会保険労務士等、専門家への相談 5回	
R7年6～R8年2月	・地域農業者との意見交換 8回	
R7年6～12月	・県内女性農業者との意見交換 12回	
R7年8月～	・施設整備や就業条件を踏まえた、就農マッチングサイト「富山めぐりマッチボックス」での求人 2期(8～10月、3～5月)のべ60日間	
R7年7～R8年2月	・地域住民等口コミによるパート募集 10回(直売所への掲示、声掛け)	
R7年7～R8年2月	・女性就農に向けた地元農業高校等への情報提供、農業体験 3校	
R7年9～R8年2月	・就業規則、行動計画等の見直し、策定に関するヒアリング、内部検討、専門家への相談 5回	

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容(例:更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など)を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）		4人	
(女性農業者の新規確保人数の内訳)			
自営農業就業者	0人	雇用就農者	0人
		アルバイト等	4人

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。